

③ バス車両

- 1) 低床バス(ノンステップバス、ワンステップバスレベル)とすること。
- 2) 筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

④ 福祉タクシー車両

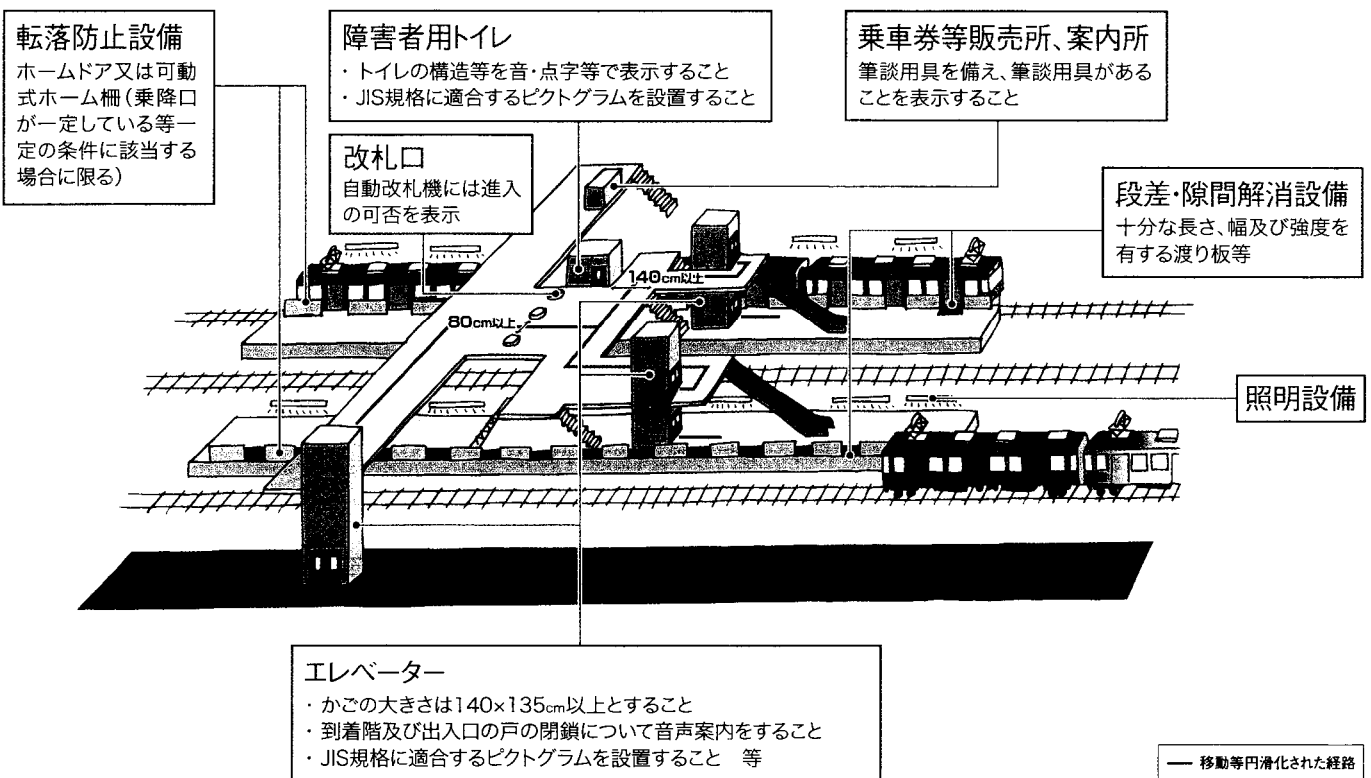
- 1) 車いす等対応車
 - ・ 車いすなど使用者の乗降を円滑にする設備を備えること。
 - ・ 車いすなどの用具を備えておくスペースを1以上設けること。
 - ・ 筆談用具を設けること。 など
- 2) 回転シート車
 - ・ 助手席又は後部座席を回転させるための設備を設けること。
 - ・ 折りたたんだ車いすを備えておくスペースを設けること。
 - ・ 筆談用具を設けること。 など

⑤ 船舶

- 1) バリアフリー化された客席を設置すること。
- 2) 1)の客席などからトイレ、食堂などの船内旅客用設備へ通ずる1以上の経路について、エレベーターの設置などにより、高齢者、障害者等が単独で移動可能な構造とすること。
- 3) 食堂、売店には、筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

⑥ 航空機

- 1) 通路側座席の半数以上に可動式ひじ掛けを装着すること(客席数が30以上の航空機)。
- 2) トイレは、車いす利用者の円滑な利用に適した構造とすること(通路が2以上の航空機)。
- 3) 航空機内で利用できる車いすを備え付けること(客席数が60以上の航空機)。



② 道路

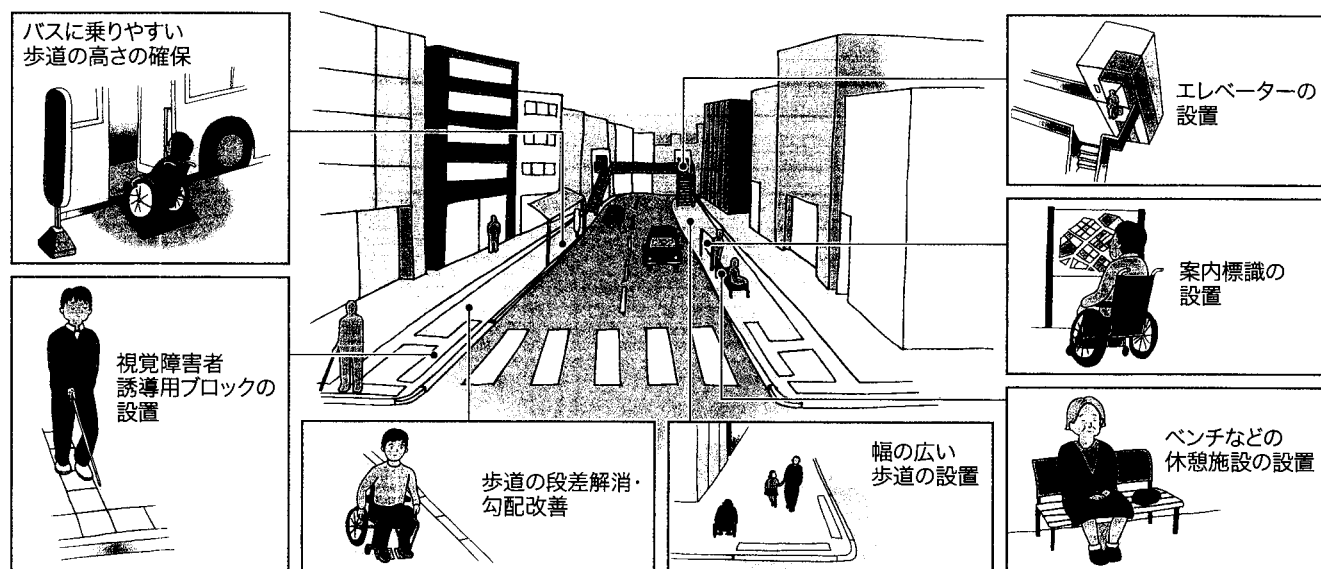
① 道路管理者は、その管理する道路を道路に関するバリアフリー化基準(道路移動等円滑化基準*)に適合するよう努めなければなりません。

② 生活関連施設間の道路のうち、高齢者、障害者等が通常徒歩で利用する道路を国土交通大臣が指定し、特定道路とします。

- ・道路管理者が特定道路の新設・改築を行う際には、道路移動等円滑化基準への適合が義務付けられます。
- ・特定道路の新設・改築後は、当該基準を維持するように管理することが道路管理者に義務付けられ、また当該道路には道路占用の許可基準の上乗せ措置(新設・改築後の歩道幅員を確保するための措置)も講じられます。

なお、重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路については、これまでと同様に、重点的に道路特定事業を実施していくこととします。

【※ 道路移動等円滑化基準】 幅の広い歩道の設置、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、案内標識の設置、エレベーターの設置、バスに乗りやすい歩道の高さの確保、ベンチなどの休憩施設の設置などについて定めた基準



③ 信号機等

都道府県公安委員会が基本構想に位置付けられた交通安全特定事業により信号機や道路標識などを設置する際には、次の基準に適合させなければなりません。

① 信号機

信号機については、音響機能、歩行者用青時間延長機能又は経過時間表示機能を付加したもの、あるいは歩車分離方式のものとする。

② 道路標識・道路標示

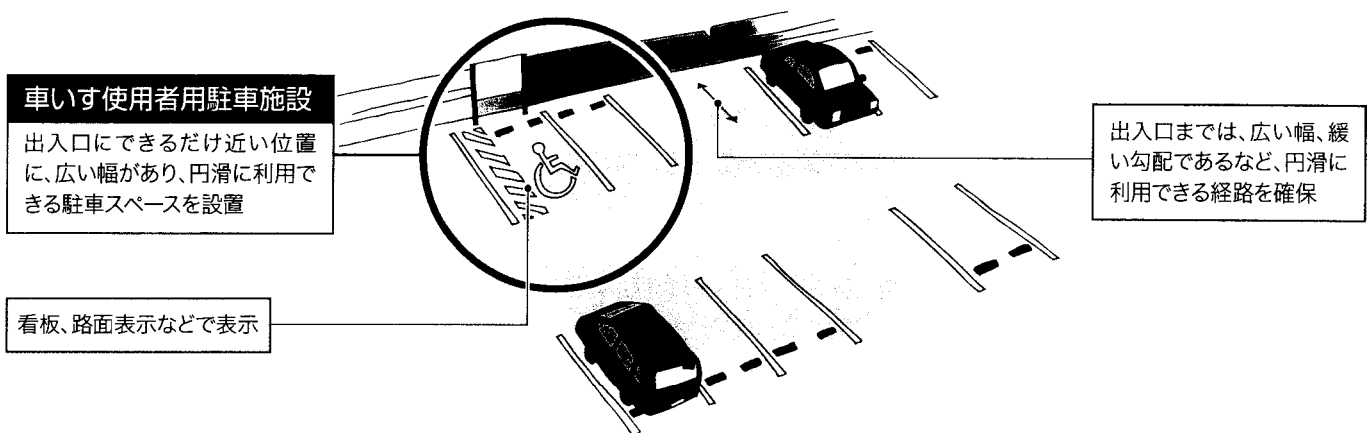
反射材料を用いるなど見やすく分かりやすいものとする。また、横断歩道には必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設けること。

4 路外駐車場

特定路外駐車場*を設置する際には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるなど、路外駐車場に関するバリアフリー化基準(路外駐車場移動等円滑化基準)に適合させなければなりません。また、既設の特定路外駐車場に対しても、基準に適合するよう努めなければなりません。

なお、特定路外駐車場を設置する際は、都道府県知事等に届出なければなりません。

【※ 特定路外駐車場】 道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの

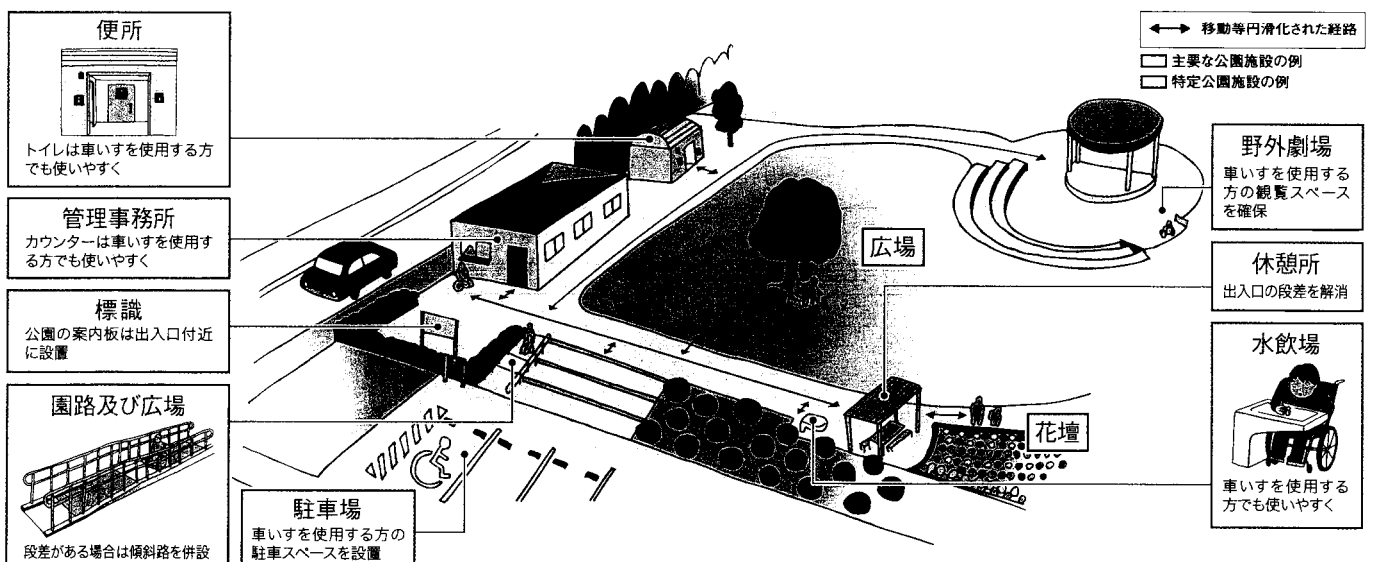


5 都市公園

都市公園において特定公園施設*1の新設・増設・改築を行う際は、都市公園に関するバリアフリー化基準(都市公園移動等円滑化基準*2)に適合させなければなりません。また、既設の特定公園施設に対しても、基準に適合するよう努めなければなりません。

【※1 特定公園施設】 都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場/屋根付広場/休憩所/野外劇場/野外音楽堂/駐車場/便所/水飲場/手洗場/管理事務所/掲示板/標識

【※2 都市公園移動等円滑化基準】 園路・広場の出入口、通路・階段・傾斜路に関する幅・勾配、主要な公園施設への接続の確保、車いす使用者用便所・駐車施設・観覧スペースの設置などについて定めた基準



6 建築物

- ① 誰もが日常利用する建築物や老人ホームなど(特別特定建築物^{*1})について一定規模以上の新築等^{*2}を行う建築主等は、バリアフリー化のための必要な基準(建築物移動等円滑化基準^{*3})に適合させなければなりません。また、これらの既存の建築物に対しても、基準に適合するよう努めなければなりません。

【※1 特別特定建築物】・不特定かつ多数の者が利用する百貨店、劇場、ホテルなど ・主として高齢者、障害者などが利用する老人ホームなど

【※2 一定規模以上の新築等】 建築工事をする床面積の合計が2,000㎡(公衆便所については50㎡)以上となる新築、増改築や用途変更

【※3 建築物移動等円滑化基準:最低限のレベル】・車いす使用者と人がすれ違う廊下の幅を確保する ・車いす使用者用のトイレがひとつはある ・目の不自由な方も利用しやすいエレベーターがある など

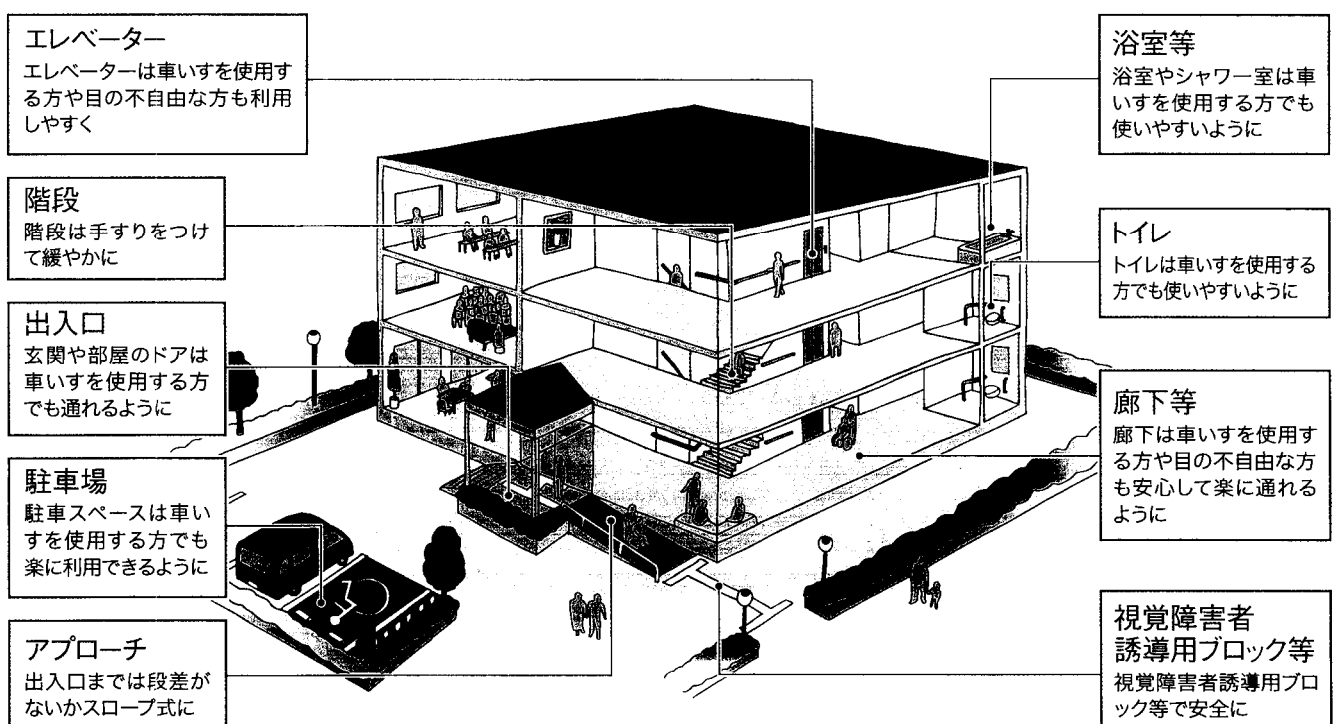
なお、対象とする建築物の用途、規模や建築物移動等円滑化基準の内容については、地方公共団体の条例により強化することができます。

- ② 多数の者が利用する学校、事務所など(特定建築物)について新築等を行う建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めなければなりません。

- ③ バリアフリー化のための誘導すべき基準(建築物移動等円滑化誘導基準^{*4})を満たす特定建築物の新築等をしようとする建築主等は、所管行政庁による計画の認定を受けて、さまざまな支援措置^{*5}を受けることができます。

【※4 建築物移動等円滑化誘導基準:望ましいレベル】・車いす使用者同士がすれ違う廊下の幅を確保する ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある ・共用の浴室なども車いす使用者が利用できる など

【※5 特定建築物の認定の支援措置】・表示制度 ・容積率の特例 ・税制上の特例 ・低利融資 ・補助制度



バリアフリー化のための主な支援策

① 公共交通機関

補助

① 鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

- ・交通施設バリアフリー化設備整備費補助金……………国土交通省鉄道局業務課
- ・鉄道駅総合改善事業費補助(移動円滑化事業)……………国土交通省鉄道局業務課
- ・地下高速鉄道整備事業費補助……………国土交通省鉄道局財務課
- ・ニュータウン鉄道等整備事業費補助……………国土交通省鉄道局財務課

② LRTシステムの整備……………国土交通省鉄道局財務課

③ ノンステップバス等の導入の促進

- ・公共交通移動円滑化設備整備費補助……………国土交通省自動車交通局旅客課
- ・地方バス運行対策費補助(車両購入費補助)……………国土交通省自動車交通局旅客課

④ 離島航路船舶のバリアフリー化の推進(バリアフリー化建造費補助)……………国土交通省海事局内航課

⑤ 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化の推進……………国土交通省港湾局計画課

⑥ 空港のバリアフリー化の推進……………国土交通省航空局飛行場部管理課

政策融資

① 鉄道駅のバリアフリー施設整備に対する融資制度……………国土交通省鉄道局財務課

② バス関係バリアフリー施設整備に対する融資制度……………国土交通省自動車交通局旅客課

③ タクシー関係バリアフリー施設整備に対する融資制度……………国土交通省自動車交通局旅客課

④ 港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業融資制度……………国土交通省港湾局振興課

⑤ 航空旅客ターミナルビルのバリアフリー施設整備に対する融資制度……………国土交通省航空局飛行場部管理課

税制

① 交通バリアフリー設備の特別償却制度……………国土交通省鉄道局総務課鉄道企画室 国土交通省自動車交通局旅客課

② 駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置……………国土交通省航空局監理部航空事業課

③ 駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置……………国土交通省鉄道局総務課鉄道企画室

④ 低床型路面電車に係る特例措置……………国土交通省鉄道局総務課鉄道企画室

その他

・公営交通のバリアフリー化についての地方財政措置及び公営企業金融公庫の貸付(臨時特別利率の適用)……………総務省自治財政局公営企業経営企画室

・民間施設等のバリアフリー化についての地方財政措置……………総務省自治財政局調整課

② 公共施設・市街地整備等

補助

- ① 徒歩・公共交通など総合的な都市交通施策の推進
(都市交通システム整備事業) …… 国土交通省都市・地域整備局街路課
- ② 歩行空間のバリアフリー化の推進 …… 国土交通省道路局地方道・環境課
道路交通安全対策室
- ③ 交通結節点の整備の推進(交通結節点改善事業) …… 国土交通省都市・地域整備局街路課
- ④ 公共交通の整備の推進(公共交通機関支援事業) …… 国土交通省都市・地域整備局街路課
- ⑤ 都市公園のバリアフリー化の推進 …… 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
- ⑥ 河川空間のバリアフリー化の推進 …… 国土交通省河川局河川環境課
- ⑦ 海岸におけるバリアフリー化の推進 …… 国土交通省河川局海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課
- ⑧ 信号機等のバリアフリー化の推進 …… 警察庁交通局交通規制課

税制

- ・土地区画整理事業の同意保留地制度に係る特例措置 …… 国土交通省都市・地域整備局市街地整備課市街地整備制度調整室

その他

- ・公共施設等のバリアフリー化についての地方財政措置 …… 総務省自治行政局地域振興課

③ 住宅・建築物

補助

- ① 多数の者が利用する建築物等のバリアフリー化の推進
(バリアフリー環境整備促進事業) …… 国土交通省住宅局市街地建築課
- ② 公共賃貸住宅におけるバリアフリー化の推進(地域住宅交付金等) …… 国土交通省住宅局住宅総合整備課
国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室
- ③ 高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の推進 …… 国土交通省住宅局住宅総合整備課

政策融資

- ① 人にやさしい建築物整備事業 …… 国土交通省住宅局建築指導課
- ② 環境・エネルギー対策貸付(社会環境対策施設整備資金) …… 国土交通省住宅局建築指導課
- ③ 優良住宅取得支援制度 …… 国土交通省住宅局住宅資金管理官

税制

- ① 認定特定建築物に対する税制上の措置 …… 国土交通省住宅局建築指導課
- ② 住宅のバリアフリー改修促進税制 …… 国土交通省住宅局住宅総合整備課
- ③ 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制 …… 国土交通省住宅局住宅総合整備課

④ その他

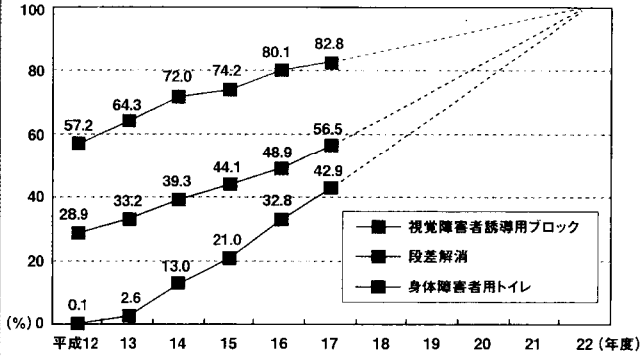
補助

- ① 基本構想作成のための支援(バリアフリー環境整備促進事業) …… 国土交通省住宅局市街地建築課

(参考)バリアフリー化の現状は..

旅客施設 (鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル)

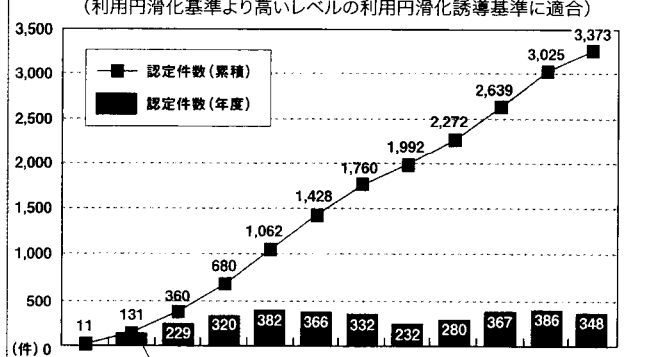
旅客施設*におけるバリアフリー化の推移



*利用者数5,000人/日以上の旅客施設(国土交通省「移動円滑化実績等報告」による)

建築物 (不特定多数の人たちが利用する建築物)

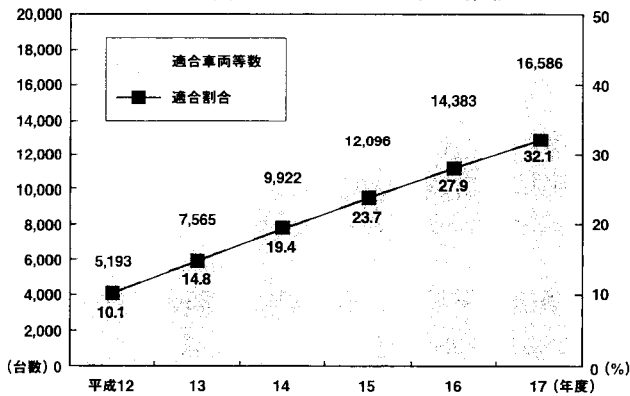
旧ハートビル法に基づく認定件数の推移 (利用円滑化基準より高いレベルの利用円滑化誘導基準に適合)



(国土交通省資料による)

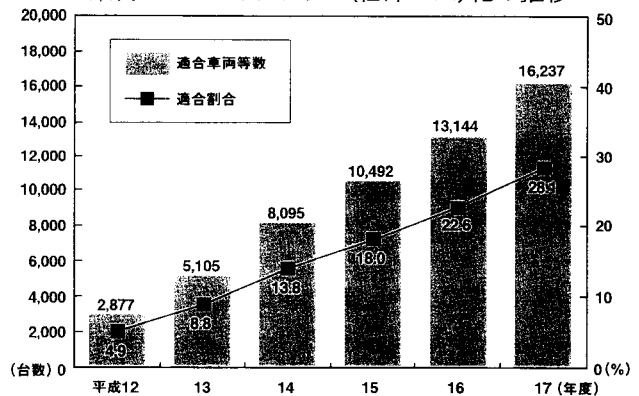
車両等

鉄軌道車両のバリアフリー化の推移



(国土交通省「移動円滑化実績等報告」による)

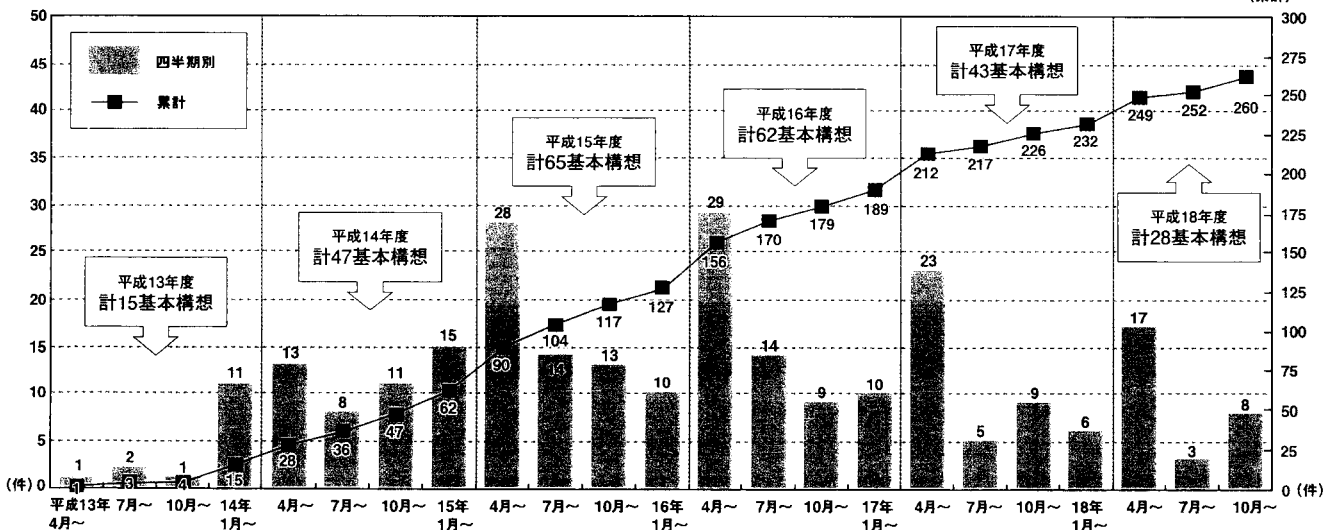
乗合バスのバリアフリー(低床バス)化の推移



(国土交通省「移動円滑化実績等報告」による)

基本構想の受理件数 (平成18年12月末現在)

受理状況 (四半期推移)



*利用者数5,000人/日以上の旅客施設が所在しない市町村の基本構想(12件)を含む

本法(関係資料を含む。)並びに関係政省令及び基本方針の本文は、
以下の国土交通省バリアフリーユニバーサルデザイン施策のページなどで閲覧可能です。



http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

バリアフリー新法関係省庁担当窓口



国土交通省

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

■バリアフリー施策全般、基本方針について…

総合政策局政策課

Tel 03-5253-8256 Fax 03-5253-1548

■公共交通のバリアフリー化施策(基準等)について…

総合政策局交通消費者行政課

Tel 03-5253-8306 Fax 03-5253-1552

■道路のバリアフリー化施策について…

道路局地方道・環境課道路交通安全対策室

Tel 03-5253-8907 Fax 03-5253-1622

■路外駐車場のバリアフリー化施策(基準等)について…

都市・地域整備局街路課

Tel 03-5253-8416 Fax 03-5253-1592

■都市公園のバリアフリー化施策(基準等)について…

都市・地域整備局公園緑地課

Tel 03-5253-8419 Fax 03-5253-1593

■建築物のバリアフリー化施策(基準等)について…

住宅局建築指導課

Tel 03-5253-8513 Fax 03-5253-1630

警察庁

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2

交通局交通規制課・・・Tel 03-3581-0141 Fax 03-3593-2375

総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

自治行政局地域振興課・・・Tel 03-5253-5533 Fax 03-5253-5537